主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中久木邦宏の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録によれば、少なくとも被害者Aに対する被告人の殺意は、むしろ未必的なものであつたと認めるのが相当であり、確定的殺意の存在を認めた原判断には首肯しえない点があるが、いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	中	村	治	朗
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	和	⊞	誠	_